平成２１年（フ）第４号
東京都府中市新町３丁目６番地の13、前住所長野県岡谷市湊５丁目18番18号
破産者　上原　　隆
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第５号
東京都府中市新町３丁目６番地の13、前住所長野県岡谷市湊５丁目18番18号
破産者　上原　綾子
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第６２６号
愛知県安城市古井町新道21番地11
破産者　榊原　利美
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第１１９号
愛知県新城市八束穂970番地６、開始決定時の住所愛知県新城市稲木869番地36
破産者　彦坂　泰子
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第１２１号
愛知県新城市八束穂970番地６、開始決定時の住所愛知県新城市稲木869番地36
破産者　彦坂　啓二
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７３９号
さいたま市中央区八王子３丁目24番10号　ブランノワール303、破産手続開始時の住所さいたま市中央区円阿弥５丁目８番51―Ｆ1507号
破産者　松原　将司
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
富山市婦中町速星412番地２
破産者　高橋　重雄
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第９９９６号
大阪府堺市北区東浅香山町２丁213番地、開始決定時の住所大阪市港区磯路２丁目３番17号　ジャパンライフビル６Ｆ
破産者　栄藤　昭彦
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２８５号
大阪市西成区出城３丁目１番１―108号、前住所堺市東区大美野146番地61
破産者　近藤　利克
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４６号
大阪府箕面市白島２丁目１番16号、開始決定時の住所大阪府箕面市坊島１丁目６番24号
破産者　宇喜田電工こと　宇喜田　尚
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５８６号
大阪市生野区巽北４丁目３番32―306号、開始決定時の住所大阪市東淀川区南江口１丁目３番53号
破産者　梅本　忠雄
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４８７号
大阪市浪速区幸町２丁目４番14号
破産者　門松　正幸
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６０７号
大阪府八尾市桜ケ丘４丁目７番地、開始決定時の住所大阪府八尾市志紀町南３丁目173番地　グランコート志紀101号
破産者　千両箱ことロージィーこと　鍋島　和章
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８６２号
大阪市生野区舎利寺１丁目８番４号　グランドビル舎利寺602号
破産者　平野　　昇
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２９号
堺市北区北長尾町１丁４番３号　北長尾マンション308号、前住所堺市北区東雲東町１丁６番21号
破産者　杉本　隆哉
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３６７３号
神奈川県藤沢市長後1156番地の１　ソシアルレジデンスＡ101
破産者　杉浦　順也
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部